

パブリック・コメントの意見の概要と市の見解

「市の考え方の区分」◎:意見を反映し案を修正した ○:意見を一部反映し、案を修正した △:案を修正しなかった。 □:その他(感想、この案件以外への意見等)

3個人・1団体 計34件 ◎9件 ○10件 △11件 □4件

No.	意見の概要	市の考え方	区分
1	<p>全体的なこと 協働負担金が目の目をみたことは大いに評価したい。ただし、状況の変化の記述は平成24年3月時点で止まっている、市民協働推進センターの現状が説明されていない。</p> <p>この指針のように協働負担金が理解されていれば、市民協働推進センターの運営に、要らぬ軋轢をさけることができたとと思う。今後に期待したい。</p>	<p>p15 ②情報交流の推進の中で、市民協働推進センターの設置について、記載しております。</p>	△
2	<p>まず今回の見直しは、協働負担金を位置付けるものとしてなされていることは、大いに評価したい。 根本的な見直しにも、できるだけ早くとりかかる必要がある。</p> <p>市内の協働事例は多いが、何がどう違うのか整理されておらず明確でない。経験知や先進地との交流を活かして、協働を進める努力を惜しまぬ心構えが、行政と市民の双方に必要である。</p>	<p>協働の形態を整理することで、協働事業の整理を行うよう努めます。</p>	○
3	<p>p6 表現修正 「しかし、事業を実施する上での目的・目標の共有については、不十分な事業もあります。また、事業実施のプロセスと成果についての評価制度の改善が必要です。」とする。</p> <p>「ないかと思われる」という表現は奥歯にものが挟まったあいまい表現である。 評価制度が存在しないのではなく、うまく機能していないということではないか。</p>	<p>「しかし、事業を実施する上での目標や目的の相互間の共有が図られないまま実施されているのではないかと思われる事業もあります。」を「しかし、事業を実施する上での目的・目標の相互間の共有については、不十分な事業もあります。」に改めます。</p>	○
4	<p>p8表現修正 協働事業を実施する前に、定量的及び定性的な目標を設定することで、実施後の客観的な評価がしやすくなります。 細かな具体例は必要ない。また、挙げている例は適当でない。</p>	<p>実施目標及び成果目標を分かりやすく説明するために、具体例を入れております。</p>	△
5	<p>p10表現修正 「NPO活動団体」を「NPO法人」とする。 他の団体との違いは、法人であるということ。</p> <p>同意見 2件</p>	<p>「NPO活動団体」を「NPO法人」と改めます。</p>	◎

No.	意見の概要	市の考え方	区分
6	p10表現修正 公益法人等の内容の例示として社会福祉法人以外のものも入れる) 社会福祉法人だけが公益法人でなく、学校法人など教育機関、研究機関も重要である。	内容の例示に、学校法人を追加いたします。 なお、研究機関につきましては、「国等の機関」に含めております。	◎
7	p10表現修正 「国の機関や独立行政法人等で専門的な知識や技術を社会に還元する活動を行う。」とする。 「地域に還元する場合もある」というのは失礼な表現である。	「国の機関や独立行政法人などの公的な機関であるが、専門的知識や技術を地域に還元する活動も行う場合もある」を「国の機関や独立行政法人などの公的な機関のうち、本来業務に加え、専門的な知識や技術を社会に還元する活動を行う機関」に改めます。	○
8	p11 表現修正 追加する。 協働がふさわしい事業例 5. 生涯学習事業等 市民大学講座など「人づくり」のために重要、かつ適切。3の文化活動とは異なる領域。	「5 生涯学習事業(市民大学講座等)」を追加いたします。	◎
9	p11 表現修正 成果の帰属 コラムC 「取り決めによる」 簡潔に表現する。	他の区分においても、取り決めで決めることができるため、「取り決めにより、決めることができる。」を「双方に帰属」に改めます。	○
10	p11 削除する。 自助、互助、共助、公助の箇所は不要である。 これらの用語が必要な場面ではなく、互助と共助の違いを議論しても意味がない。	自助互助共助公助の標記については、立場により解釈が異なり、混乱を生じるため、この図からは削除し、本文中において紹介します。	○

No.	意見の概要	市の考え方	
11	p11の表を修正する。 「協働形態」及び「市の負担内容」「法的根拠」を入れる。 同意見 1件	活動領域区分を分かりやすくするため、「協働形態」を表内に追記します。 また、「市の負担内容」及び「法的根拠」につきましては、区分を特定できないものもあるため、記載しませんが、今後検討します。	○
12	p11の表について修正した。別紙参照。 具体的な協働の形態を追加記入することで、区分したABC表示の意味が理解できるため。したがって12Pも修正となる。また、自助・互助・共助・公助についてはここに表示することは不要。理由は、協働指針では行政と市民/市民団体との協働のあり方をのべるものであり、共助には民と民との協働を多く含んでいるからである。	10・11回答と同様。	○
13	p12 実行委員会は外す。 実行委員会、協定、は手法であり制度ではない。協働負担金は、他と比し表現が異質であるが、新方式でありやむを得ない。 同意見 1件	協働の形態として、実行委員会・共催を記載しております。なお、「形態」の表示に統一するため、協働負担金につきましては、「協働運営」とし、「協働負担金による運営」を想定される事例に記載します。	○
14	p12 アダプト制度は協力の中に入れる。 アダプト制度は協力の一形態である。 同意見 1件	アダプト制度につきましては、事業協力に含めます。	◎
15	p12 自主防犯・防災組織、大学、企業等との協定を協力の中に入れる。	協定には、パートナーシップ協定だけではなく、事業実施団体及び市の双方の特性を活かした協定も含まれます。そのため、事業協力とは、分けて記載しております。	△

No.	意見の概要	市の考え方	区分
16	p12 指定管理を入れる。 企業等が協働の主体としてあるのだから、指定管理も入れるべき。 同意見 2件	社会貢献活動を行う企業等を協働の主体と位置づけておりますが、企業の営利活動や指定管理による業務については、協働には含めておりません。	△
17	p12 重要度に応じて、並び順を再検討する。共催は、概念的にはパートナーシップであるが、一番に挙げる項目ではない。	形態の並び順につきましては、一番上のものが一番重要というものではありません。事業実施団体と市のお互いの状況により、一番ふさわしい協働の形態を選ぶことが大切であると考えております。	△
18	p14 ファシリテーション能力を削除する。 一般的でなく、無くても意味は通じる。	職員が、市民と話し合いをしながら事業を実施していくためには、ファシリテーション能力が欠かせないものと認識しております。	△
19	p15 協働推進連絡会の扱い ⇒現在行われておらず、この会の存在意義はあるのだろうか。 休止状況であり、近々再開されるのだろうか。 廃止の場合文言を削除。継続の場合は次項参照。	協働推進の意思を持つ団体同士が話せる仕組みは、市民と市の相互理解の形成に重要なため、今後もこのような仕組みを活かし、協働を推進します。	△
20	p16 協働推進懇話会の機能 ⇒前述の協働推進連絡会を復活させるのであれば、統合してはどうか。 理由：市民から見た場合わかりづらい感じる。会の名称から判断すると統合した方が良いと考える。	協働推進連絡会議は、協働推進の意思を持つ団体が、相互理解と情報の共有を図ることにより、和光のまちを住みやすくすることを目的としていることに対し、協働推進懇話会は、市の協働推進について総合的な視点で調査研究し、その結果を市長に報告することを目的としております。目的が異なっているため、2つの特徴を活かし、協働を推進します。	△

No.	意見の概要	市の考え方	区分
21	p16 「そのため・・・拠点を整備します」を削除し、「そのために、市は、協働の核となる施設として市民協働推進センターを、設置しました。」とする。 最大成果である市民協働推進センターの設置が抜けている。 同意見 1件	「そのため・・・拠点を整備します」を「そのために、市は、協働の核となる施設として市民協働推進センターを設置しました。引き続き、市民活動及び協働の拠点整備に努めます。」としました。	◎
22	p16 ③新たな支援制度の検討で「和光市まちづくり寄付金制度」の文言が追加されている ⇒協働指針の仕組みにいれるのは違和感がある。 理由：同制度は和光市の8つの事業から寄附対象の事業を選択して活用することを目的としており、協働事業の融資制度、基金制度には直接関係ないと思う。	和光市まちづくり寄附金の8つの事業(午王山遺跡及び周辺の環境の保全に関する事業、湧水や緑地の保全に関する事業、文化振興に関する事業、子育て支援に関する事業、青少年健全育成に関する事業、防災に関する事業、自然エネルギーに関する事業、福祉に関する事業)には、協働により実施する事業が多く想定されるため、掲載しております。	△
23	p16 4-② 中間支援組織を変えて中間支援を担う人の育成とあるが変えた理由はなにか。 行政が市民を育成するという発想は時代遅れである。	中間支援組織だけでなく、各団体内においても、中間支援できる人材がより求められているため、変更しました。 また、この指針は、市民も市もお互いにすべきことを記載しております。行政が市民を育成するものではありません。	□
24	最後に 1. 今回の見直しは、有識者といわれる会議で創られたものだが、専門知識の不十分さが目立つので戸惑っただけでなく、行政不信を感じたことは残念である。 専門家あるいは有識者を選定する市の基準を知りたい。また、一会議に専門家は1名で十分と思われる。	この改定(案)は、有識者といわれる会議で創られたものではありません。平成19年に市民が主体となって作成した指針を、社会情勢等に合わせて一部修正したものです。 また、学識経験者につきましては、協働や市民活動を研究している方または実践している方を選任しております。	□
25	2. 和光市の協働指針であるから、主語は市であるのは当然ではあるが、例えば協働の形態のどれを選ぶかという選択権を市だけが持つことでよいのか。 成果を出すために協働することから、双方で決めていくことが自然ではないのか。だからこそ多様な協働の形態があるわけで、 そのような認識を全庁内で共有されることが推進力として重要と思われる。今後は、協働基金の設置や協働条例の策定が急がれる。	和光市協働指針は、市民と市が協働を進めていくための協働の考え方やその進め方を共有することを目的としており、主語は市民と市です。 また、協働の形態については、市だけが選択権を持っているものではなく、市民と市双方の合意により選択しております。	□

No.	意見の概要	市の考え方	区分
26	<p>3. パブコメに対する回答をしないということは、市民に対する誠意の表現と説明責任を果たす行政といえるのだろうか。そのような行政とこれから協働できるのか不安である。今回も回答がないのであれば、審議会に参加し発言できる場を設けてほしい。</p>	<p>意見提出者に個別の回答は行いませんが、意見の概要及び意見に対する市の考え方や、案を修正したときは、その修正内容を公表しております。</p>	□